

空港に整備される消防力

令和7年10月
総務省消防庁特殊災害室

3-1. 空港に整備される消防力

(1) 消防車両・資機材等①: 空港区分

- 航空法、航空法施行規則に基づいて国土交通省が定める「空港等における消火救難体制の整備基準」(以下、「整備基準」という。)において、航空機事故等に備えて人命救助を目的とする消火救難業務のために、空港での整備が求められる消防車両、消火薬剤、救急医療資器材等が規定されている。
- 整備基準において消防力を整備する際の空港の区分は、空港を使用する航空機(定期便、臨時便及びチャーター便)の全長及び胴体幅の最大値に基づいた区分表により決定するものとしている。
- 空港区分の決定に際し対象とする航空機は、次の①及び②とし、毎年度実施する「空港消防・空港救急医療体制」の実態調査に基づき選定される。
 - ① 過去5年間に離着陸実績のある航空機
 - ② 当該空港に就航予定の航空機

空港区分を決定する際の航空機全長と胴体最大幅

空港区分	航空機的全長	航空機胴体最大幅
1	0m ~ 9m	2m
2	9m ~ 12m未満	2m
3	12m ~ 18m未満	3m
4	18m ~ 24m未満	4m
5	24m ~ 28m未満	4m
6	28m ~ 39m未満	5m
7	39m ~ 49m未満	5m
8	49m ~ 61m未満	7m
9	61m ~ 76m未満	7m
10	76m ~ 90m未満	8m

貨物専用機の空港区分

空港区分	貨物専用機の空港区分
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	5
7	6
8	6
9	7
10	7

3-1. 空港に整備される消防力

(1)消防車両・資機材等②:消防車両

- 空港には、整備基準における車両台数以上の消防車両を配備するものとしている。
- 整備する消防車両は、推奨される最低性能以上であるものとしている。
- 整備基準では、消防車両等に装備する消火救難資機材も示されている。

消防車両の最低数

空港区分	消防車両
1	1台
2	1台
3	1台
4	1台
5	1台
6	2台
7	2台
8	3台
9	3台
10	3台

消防車両に推奨される最低性能

項目	4,500ℓ未満の消防車両	4,500ℓ以上の消防車両
ターレット(車載放水銃)	空港区分1・2:任意 空港区分3-10:必須	必要
ターレット放射量	高放射能力	高低両方の放射能力
ターレット放射距離	最長の航空機の範囲	最長の航空機の範囲
ハンドライン	必要	必要
アンダートラックノズル	任意	必要
バンパーターレット	任意	任意
加速性能	40秒以内に0→80km/hの速度に加速できること	
最高速度	100km/h以上	
駆動方式	総輪駆動が望ましい	総輪駆動
変速方式	オートマチックが望ましい	オートマチック
後方車輪方式	空港区分1-4:単輪が望ましい 空港区分5-10:単輪	単輪
アプローチアングル	空港区分1-4:30度以上が望ましい 空港区分5-10:30度以上	30度以上
デパーチャーアングル	空港区分1-4:30度以上が望ましい 空港区分5-10:30度以上	30度以上
最大安定傾斜角度(静止時)	28度以上が望ましい	28度以上
消防法第21条16の3「自主表示対象器具等に係る技術上の規格」に適合する旨の表示	必要	必要

3-1. 空港に整備される消防力

(1)消防車両・資機材等③:消火薬剤

- 空港には、主消火薬剤及び補助消火薬剤のいずれも配備するものとしている。

※主消火薬剤の種類:航空機火災に使用される泡消火薬剤は、原則として水性膜形成泡消火薬剤を配備する。

※主消火薬剤の品質:空港に配備する主消火薬剤は、性能レベルA、性能レベルBまたは性能レベルCの泡消火薬剤とする。

また、泡生産用水量の削減のために性能レベルBに適合した泡消火薬剤の配備に務める。

※補助消火薬剤:粉末消火薬剤を配備するものとし、代替えの薬剤を使用する場合にあっては、粉末消火薬剤と同等の消火性能を持つものとする。
二酸化炭素の場合は、国際標準化機構の諸規定(ISO-5923)に適合したものとする。

- 配備されるべき泡生産水量等の最低数量も示されるが、空港区分の平均・中央値に基づいた泡生産用水量並びに放射量のため、運航する航空機が平均・中央値より大きい場合、数量は再計算が必要としている。
- 消防車両には、泡生産用水量との混合比率(3%又は6%)に基づいた水性膜形成泡消火薬剤を、泡生産用水量の2倍に相当する水量に十分対応できるよう搭載するとしている。
- 補充用の主消火薬剤は、消防車両積載量の200%に相当する量を空港内に備蓄するものとし、補助消火薬剤は、消防車両積載量の100%に相当する量を空港内に備蓄する。主消火薬剤の補給に相当の時間を要すると想定される場合、備蓄量を増量する必要があるとしている。

泡消火薬剤の仕様

火災テスト	性能レベルA	性能レベルB	性能レベルC
1.ノズル(エア・アスピレート式)			
a)ブランチパイプ(枝管)	UNI-86 型 泡ノズル	UNI-86 型 泡ノズル	UNI-86 型 泡ノズル
b)ノズル圧力	700kpa	700kpa	700kpa
c)注水率	4.1 ㍒/分/㎡	2.5 ㍒/分/㎡	1.56 ㍒/分/㎡
d)放射量	11.4 ㍒/分	11.4 ㍒/分	11.4 ㍒/分
2.火災規模	2.8 ㎡(円形)	4.5 ㎡(円形)	7.32 ㎡(円形)
3.燃料(水盤上)	ケロシン	ケロシン	ケロシン
4.燃焼時間	60 秒	60 秒	60 秒
5.消火性能			
a)消火時間	≤60 秒	≤60 秒	≤60 秒
b)合計注水時間	120 秒	120 秒	120 秒
c)25%の再発火時間	≥5 分	≥5 分	≥5 分

配備されるべき泡生産用水量、放射量、補助消火薬剤の最低量

空港区分	性能レベルA		性能レベルB		性能レベルC		補助薬剤
	泡生産用水量(㍒)	放射量(㍒/分)	泡生産用水量(㍒)	放射量(㍒/分)	泡生産用水量(㍒)	放射量(㍒/分)	
1	350	350	230	230	160	160	45
2	1,000	800	670	550	460	360	90
3	1,800	1,300	1,200	900	820	630	135
4	3,600	2,600	2,400	1,800	1,700	1,100	135
5	8,100	4,500	5,400	3,000	3,900	2,200	180
6	11,800	6,000	7,900	4,000	5,800	2,900	225
7	18,200	7,900	12,100	5,300	8,800	3,800	225
8	27,300	10,800	18,200	7,200	12,800	5,100	450
9	36,400	13,500	24,300	9,000	17,100	6,300	450
10	48,200	16,600	32,300	11,200	22,800	7,900	450

注:空港区分1及び2は、泡生産水量の全量を、以下の換算値に基づき、補助消火薬剤に取り替えることができる。

※泡生産用水量 0.66(㍒) → 補助消火薬剤 1(kg)

3-1. 空港に整備される消防力

(1)消防車両・資機材等④:出動時間・出動基準

- 出動所要時間は、滑走路のいかなる場所へも、最適な視程状態及び地上条件において、**2分を超えないことを目標とし、3分を超えない出動所要時間**を達成するとしている。

※出動所要時間:整備基準においては、消防車両への出動指令が発出されてから消防車両が事故現場に到達し、(P.3 右表)に示す放射量の少なくとも50%を有する消防車両が主消火薬剤を放射できる位置に至るまでの時間をいう。

- 航空機移動区域(誘導路、エプロン)のいかなる場所へも、最適な視程状態及び地上条件において、**3分を超えない出動所要時間**を達成することに努めるとしている。
- P.3 右表に規定された消火薬剤の配送に必要な最初の出動車両以外の車両は、出動指令発出から4分以内に到着し、連続した消火活動を継続しなければならないとしている。
- 最適な視程状態及び地上条件でない状況下において、可能な限り出動所要時間を達成するため、消防車両をあらかじめ定められた地点で待機する等の措置を講じるとしている。

出動基準

出動区分	出動事由	出動の態様	出動区分	出動事由	出動の態様
第一種出動 (待機)	1. 空港における最低気象条件値のうち、滑走路視距離が最低値以下に低下した場合	消防車庫前での待機又は、調整された地点に出動し待機	第二種出動 (危険発生)	1. 航空管制官、航空管制運航情報官、航空運送事業者、航空機整備士、その他の者から航空機に関し重大な故障等緊急事態発生旨の通報を受けた場合	待機地点で待機し、必要に応じて航空機の追尾を行う。なお、追尾は、航空管制官又は、航空管制運航情報官の許可又は、情報を得て行うものとする。
	2. 航空管制官、航空管制運航情報官、航空運送事業者、航空機整備士、その他の者から航空機に異常がある旨の通報を受けた場合(第二種出動に該当する事由は除く)			2. その他実施責任者が必要と認めた場合	調整された地点に出動
	3. 空港において火災発生のおそれがある場合		第三種出動 (事故発生)	1. 空港において航空機事故が発生した場合	火災現場への出動(火災現場が空港外の場合は、関係する消防機関と調整された地点に出動)
	4. 空港周辺において火災が発生し、空港運用に影響がある場合			2. 空港周辺において航空機事故が発生した場合	
	5. その他実施責任者が必要と認めた場合			3. 空港において建物火災等が発生した場合	

3-1. 空港に整備される消防力

(1)消防車両・資機材等⑤:救急医療資器材

- 整備基準では、空港に備える救急医療資器材として、空港区分の決定に際し対象とした航空機のうち、座席数が最大であるものに応じて配備するものとして、以下のとおり示している。

救急医療体制

1. 救急医療資器材の整備

(1)救急医療資器材は、空港区分の決定に際し対象とした航空機のうち、座席数が最大であるものに応じて、別添5に示す救急医療資器材を配備するものとし、座席数が50席未満の場合は、座席数に見合った数量を最低基準数量として配備するものとする。

(2)救急医療資器材の配備数量は、別添5の数量を基本とするが、相互援助協定を締結している医療機関等との調整により、種類及び数量を変更できるものとする。なお、救急医療資器材の配備すべき数量については、下表右上を参考とすることとし、数量の変更が必要となった場合は、関係機関及び医療機関との調整の上、配備数量を変更するものとする。また、調整時の記録を保存しておくものとする。

(3)空港における救急医療資器材配備の留意点

空港区分に応じた救急医療資器材等を適切に配備するため、各空港の空港区分の最大座席数の航空機に必要な数量を満たす救急医療資器材等を配備するものとする。(別添5)

(4)救急医療資器材は、使用者が容易に判別できるよう用具単位で個別包装され、箱などに収納されるものとし、全天候下の屋外使用にも耐え得るようにするものとする。

(5)救急医療資器材は、搬送可能な車両等に搭載され、航空機事故現場へ迅速に搬送されるものとする。

航空事故における予想最大負傷者数

航空機の 搭乗者数	予想最大 負傷者数	負傷者の20% 優先順位Ⅰ	負傷者の30% 優先順位Ⅱ	負傷者の50% 優先順位Ⅲ
550	413	83	124	206
500	375	75	113	187
450	338	68	101	169
400	300	60	90	150
350	263	53	79	131
300	225	45	68	112
250	188	38	56	94
200	150	30	45	75
150	113	23	34	56
100	75	15	23	37
50	38	8	11	19

※最大生存者数が搭乗者総数の約75%であるという仮定に基づく

配備すべき救急医療資器材(別添5)

- ・ 負傷者選別用ラベル
- ・ 二折分離式担架又は掬狭型担架
- ・ 車付き折畳担架
- ・ 減圧式固定担架
- ・ 背骨矯正板
- ・ 副木
- ・ 救急医療セット
- ・ 点滴セット
- ・ 人工蘇生器
- ・ 人工蘇生器(手動式)
- ・ 心電図モニター
- ・ 呼吸器
- ・ 電動式吸引器
- ・ 遺体収容袋

※配備すべき基準数は、航空機の最大座席数により定められている。

※救急医療セット、点滴セットについても規定されている(整備基準別添6, 7)。

3-1. 空港に整備される消防力

(1) 消防車両・資機材等⑥: 負傷者選別ラベル

- 整備基準では、就航する航空機の最大座席数を基に、空港等で整備すべき救難のための各種資機材の基準整備数を定義している。
- 特に負傷者選別ラベルは、最大座席数と同数が基準であり、加えて同数の予備品の配備を推奨している。
- 相互援助協定を締結している医療機関等との調整により、協議内容及び結果を記録として保存することで種類や数量の変更を可能としている。

就航機体の最大座席数に対する各資器材基準整備数

航空機 最大座席数	座席別基準数										
	550 席	500 席	450 席	400 席	350 席	300 席	250 席	200 席	150 席	100 席	50 席
負傷者選別用ラベル (※)	550 枚	500 枚	450 枚	400 枚	350 枚	300 枚	250 枚	200 枚	150 枚	100 枚	50 枚
二折分離式担架又は拘狭型担架	110 台	100 台	90 台	80 台	70 台	60 台	50 台	40 台	30 台	20 台	10 台
車付き折畳担架	11 台	10 台	9 台	8 台	7 台	6 台	5 台	4 台	3 台	2 台	1 台
減圧式固定担架	11 台	10 台	9 台	8 台	7 台	6 台	5 台	4 台	3 台	2 台	1 台
背骨矯正板	11 枚	10 枚	9 枚	8 枚	7 枚	6 枚	5 枚	4 枚	3 枚	2 枚	1 枚
副木	110 本	100 本	90 本	80 本	70 本	60 本	50 本	40 本	30 本	20 本	10 本
救急医療セット	6 式	5 式	5 式	4 式	4 式	3 式	3 式	2 式	2 式	1 式	1 式
点滴セット	11 式	10 式	9 式	8 式	7 式	6 式	5 式	4 式	3 式	2 式	1 式
人工蘇生器	11 台	10 台	9 台	8 台	7 台	6 台	5 台	4 台	3 台	2 台	1 台
人工蘇生器(手動式)	11 台	10 台	9 台	8 台	7 台	6 台	5 台	4 台	3 台	2 台	1 台
心電図モニター	4 台	3 台	3 台	3 台	3 台	2 台	2 台	2 台	1 台	1 台	1 台
呼吸器	4 個	3 個	3 個	3 個	3 個	2 個	2 個	2 個	1 個	1 個	1 個
電動式吸引器	4 台	3 台	3 台	3 台	3 台	2 台	2 台	2 台	1 台	1 台	1 台
遺体収容袋	330 枚	300 枚	270 枚	240 枚	210 枚	180 枚	150 枚	120 枚	90 枚	60 枚	30 枚

負傷者選別ラベル(例)

(表)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月・時刻		トリアージ実施者氏名	
月	日	AM PM	時 分
搬送機関名		収容医療機関名	
自由裁量部分 (例) ● トリアージ実施場所 (空港内・空港外) ● トリアージ実施機関 ● トリアージ実施者 ● トリアージ評価項目 ● 症状・傷病名			

(裏)

特記事項

緑枠は切り取りが可能で、
1枚目：災害現場用
2枚目：搬送機関用
3枚目：収容医療機関用
としてそれぞれの機関で保管

赤枠は自由裁量が認められ、
援助協定等を提携している
医療機関等と協議の上、
記載項目の設定が可能

0

I

II

III

0

I

II

III

3-1. 空港に整備される消防力

(2)消防水利

- 空港に備える消防水利は、国土交通省が策定する「空港土木施設設計要領(施設設計編)」において、「一般」、「消防水利施設の配置」、「貯水槽の規模及び構造形式」、「消火栓の規模及び構造形式」、「その他の設備」の項目に分けて規定している。

一般

要領

- (1)航空機の火災に対処するための配置、規模及び構造を有するものであること。
- (2)貯水槽又は消火栓によるものであること。
- (3)自重、土圧、載荷重、レベル地震動、水圧等による損傷等が当該施設の機能を損なわず、継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

貯水槽の規模及び構造形式

要領

- (1)消火活動に使用する適切な貯水容量を有するものであること。
- (2)主たる作用が自重及び土圧である永続状態並びに主たる作用が載荷重、レベル地震動及び水圧である変動状態に対して、当該施設の機能に支障を与える程度の損傷の生じる危険性が限界値以下であること。

(抄)貯水槽の構造は一般に地下(埋込)式とし、その容量は常時40m³を貯水できるように、適切な形状を有することとしているが、貯水容量については条例等を参考に別途設定することができる。また、その取水部は、深さ0.5m以上とし、取水口は、内径60cmのものを2個設け、鉄製のマンホール蓋を取りつけ、雨水や異物の流入を防ぐための対策を講じる必要がある。

消防水利施設の配置

要領

貯水槽又は消火栓は、滑走路、過走帯及び滑走路端安全区域のほぼ全域の消火活動ができる範囲の位置に配置すること。

(抄)貯水槽又は消火栓は、滑走路、過走帯及び滑走路端安全区域(航空法施行規則第79条第1項第4号に定める滑走路端安全区域に限る)のほぼ全域が、当該施設を中心とする200mの半径で描いた円で囲まれる範囲内に配置するものとし、一般に滑走路の両末端付近に各1個、及び滑走路沿いにほぼ300~400mごとに1個設置している。

消火栓の規模及び構造形式

要領

- (1)消火活動に使用する適切な送水能力を有するものであること。
- (2)主たる作用が自重及び土圧である永続状態並びに主たる作用が載荷重及びレベル地震動である変動状態に対して、当該施設の機能に支障を与える程度の損傷の生じる危険性が限界値以下であること。

(抄1)消火栓は、消火活動に必要な送水能力を有する必要がある、一般に取水可能水量が毎分1m³以上で、かつ、連続40分以上の給水が可能な地下(埋込)式の開閉弁付双口消火栓とし、コンクリート製鑄鉄蓋付の地下式消火栓室を設けることとしている。

(抄2)消火栓は、呼称65mmの口径を有するもので、市町村等が供給する水道施設に、空港消防水利のための配管が直結することとしている。

3-1. 空港に整備される消防力

- その他の設備:貯水槽、消火栓には、消火活動、維持管理等を円滑に行うために必要な設備を設置するとしている。

貯水槽

(抄)貯水槽の位置を容易に認識できるようにするためには、貯水槽の直近の見やすい箇所に、「貯水槽」の標示板を設置することを標準とするが、これにより難しい場合は、路面標識を設置することができる。

- 1) 標示板は、幅 10cm 以上、長さ 30cm 以上の脆弱なものとするのが望ましく、色彩は、文字は白色、その他の部分は赤色とし、必要に応じて蛍光又は反射塗料を施すことが望ましい。なお、積雪地域では、積雪時においても貯水槽の位置が容易に視認できるように標示板を高くするなどの配慮が必要である。
- 2) 路面標識を設置する場合は、関係者と協議し、文字、寸法、色彩及び書体等を決定する必要がある。

消火栓

(抄)消火栓の位置を容易に認識できるようにするためには、消火栓の直近の見やすい箇所に、「消火栓」の標示板を設置することを標準とするが、これにより難しい場合は、路面標識を設置することができる。

- 1) 標示板は、幅 10cm 以上、長さ 30cm 以上の脆弱なものとするのが望ましく、色彩は、文字は白色、その他の部分は赤色とし、必要に応じて蛍光又は反射塗料を施すことが望ましい。なお、積雪地域では、積雪時においても消火栓の位置が容易に視認できるように標示板を高くするなどの配慮が必要である。
- 2) 路面標識を設置する場合は、関係者と協議し、文字、寸法、色彩及び書体等を決定する必要がある。

3-1. 空港に整備される消防力

(3) 空港緊急時対応計画①

- 航空法、航空法施行規則に基づき国土交通省が策定する「空港機能管理規程(セーフティ編)策定基準」では、緊急事態が発生した場合の迅速・適切な対処のために空港による「空港緊急時対応計画」の策定を規定している。
 - 対象事案: ①航空機事故(空港内、空港外)、②乱気流等によるインシデント、③航空機の爆破等、④航空機の強取、⑤ターミナルビル等の火災、⑥危険物の漏洩等、⑦感染症、集団食中毒等医療上の緊急事態、⑧法令に違反する無人航空機の飛行、⑨自然災害
- 空港緊急時対応計画には、空港所在地の消防機関との相互応援協定の締結状況や緊急事態発生時に現場での適正な措置を確保するための業務要領についても規定するとしている。

空港緊急時対応計画で最低限含むべき項目(航空機事故(空港内、空港外))

	項目		項目
1	緊急事態発生時における現地対策本部長	6	消防、医療及び警察機関等との緊急相互援助協定の締結 (①自治体消防機関、②医療機関、③警察機関、④空港内事業所、⑤保健所、⑥空港アクセス事業者、⑦ライフライン事業者 など)
2	緊急時対応計画検討委員会の設置	7	空港内及び空港周辺のグリッドマップ
3	関係機関の役割 (①空港の設置管理者、②管制機関、③警察棟保安機関、④消防機関、⑤医療機関、⑥航空会社、⑦その他すべての機関 の各機関が講ずべき措置)	8	資機材の一覧表及びそれらの整備点検要領
4	現地対策本部及び現場指揮所の設置 (①現地対策本部及び現場指揮所の構成、②設置場所、③活動内容、④現地対策本部と現場指揮所及び関係機関との通信手段)	9	業務要領の策定 (①目的、②編成、③隊員及び責任者の専任等、④集合、⑤出動要領、⑥応急措置の手順、⑦行動の基準、⑧隊員の標示、⑨附則)
5	緊急事態の内容に応じた緊急連絡体制図及び通報事項	10	定期的な訓練の実施 (①総合訓練、②部分訓練、③図上訓練)

3-1. 空港に整備される消防力

(3) 空港緊急時対応計画②: 関係機関、消火救難協力隊

- 空港緊急時対応計画における「関係機関の役割」には、空港管理者(空港消防含む。)、国の機関、地方公共団体、消防機関、警察機関、医療機関、航空運送事業者、空港事業者、支援企業等の関係機関の想定される活動内容を記載イメージとして示している。
- 消火救難協力隊は、空港内や空港周辺における航空機事故の際に、空港管理事務所からの出動要請に基づき航空会社・空港内事業者等の職員をもって編成される隊であり、消火救難協力隊業務要領に基づき活動が行われる(定期便が就航する全ての空港で設置されている。)

消防機関の空港緊急時対応計画における 活動内容の記載イメージ(航空機事故(空港内))

機関名称	活動内容
〇〇市消防本部 〇〇消防署	・現場指揮所、現地合同対策本部への要員派遣 ・指揮本部及び救急指揮所の設置 ・消火救難活動 ・搭乗者の救助 ・負傷者のトリアージ、応急処置、搬送順位の決定 ・救急搬送活動(後方医療機関へのヘリコプターによる搬送を含む) ・負傷者数の把握 ・〇〇〇…… ・その他必要な活動

消火救難協力隊の空港緊急時対応計画における 活動内容の記載イメージ(航空機事故(空港内))

機関名称	活動内容
空港管理事務所	・消火班: 消防車への給水 ・設営班:
運航事業者 〇〇エアライン (株) ……	・救護地区の設置及び医療資器材の配置 ・避難誘導班:
空港事業者 〇〇空港ビル (株) 〇〇給油(株) ……	・搭乗者の避難誘導、負傷者の担架搬送 ・入場規制班:
	・入場規制及び緊急ゲート周辺の交通整理 ・車両誘導班:
	・事故現場及び救護所へ関係機関の誘導 ・連絡班: 現場指揮所へ活動状況報告 ・警備班: 事故現場及び事故周辺の警戒警備 ・〇〇〇…… ・その他必要な活動

3-2. 平時からの連携体制の構築

消防機関と空港管理者の連携

- 空港における消火救難活動に必要な体制等については、「空港等における消火救難体制の整備基準」や「空港土木施設設計要領(施設設計編)」に基づいて整備されるものであるが、空港における実際の整備内容や性能、位置等を消防機関においても確認することも重要
- 空港緊急時対応計画では、緊急事態の事案ごとに定める各編により空港管理者を中心として関係機関を含めた役割が定められるものとなっているが、これらの関係機関においては、緊急時に備えて平時から役割を確認するとともに、連携体制を構築しておくことが重要

平時における緊急時に備えた連携内容(例)

項目	確認・実施内容(例)
空港等の設備・資機材等の確認	空港内の消火設備、救助救急資機材、防火水槽等の設備・性能・位置等の確認
緊急時対応体制の確認	空港緊急時対応計画における消防機関、関係機関等の役割・連携内容等の確認
就航航空機情報の確認	空港に就航する代表的航空機の機種、構造、燃料、危険物搭載状況等
制限区域内進入要領の確認	空港制限区域(滑走路、誘導路、エプロン等)への進入手順、必要な許可・手続き等
大規模傷病者対応における連携	空港等と連携した大規模傷病者発生時のトリアージ、搬送、医療機関との連絡体制、応急救護所設置等
無線通信・電波受信状況の確認	空港内での消防無線の受信状況、空港消防等との通信手段、周波数の共有、通信障害時の代替手段等
空港との合同訓練を通じた対応手順の確認	空港と消防機関等による合同訓練(消火、救助、指揮本部運営等)を通じた確認・見直し
連携手順の定期的な見直し・情報更新	空港の設備更新や運用変更、消防機関等の体制変更等に応じた連携手順の確認・見直し